

## 福岡県消費・安全対策交付金交付要綱

制定 平成18年4月3日付け17農技第8151号-2農政部長通知  
一部改正 平成20年4月1日付け20農安第233号-2農林水産部長通知  
一部改正 平成21年4月1日付け21農安第3号-2農林水産部長通知  
一部改正 平成22年4月1日付け22農安第102号-2農林水産部長通知  
一部改正 平成23年4月1日付け23農安第10号-2農林水産部長通知  
一部改正 平成24年4月6日付け23農安第3606号農林水産部長通知  
一部改正 平成25年5月16日付け25食地産第363号農林水産部長通知  
一部改正 平成27年7月16日付け27食地産第300号農林水産部長通知  
一部改正 平成28年5月31日付け28食地産第37号農林水産部長通知  
一部改正 令和2年4月30日付け2食地産第68号農林水産部長通知  
一部改正 令和2年12月28日付け2食地産第2781号農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、福岡県消費・安全対策交付金実施要綱（平成18年4月3日付け17農技第8151号農政部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて市町村、県域農業団体及び特認団体等並びに農業協同組合、営農集団及び第3セクター等に助成する市町村(以下「市町村等」という。)が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第2条 第1条に規定する実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(経費の流用の禁止)

第3条 市町村等の長は、別表の目的の欄に掲げるⅠ、Ⅱ及びⅢの事業の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 市町村等の長は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 規則第3条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定める日までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第5条に規定する交付決定における条件としては、次に掲げるものを付することとする。

(1) 市町村等の長は、実施要綱に基づいて行う事業については、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日16消安第10270号）及び消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日16消安第10272号）の定めに従わなければならない。

- (2) 間接補助事業を行う市町村の長は、概算払により当該交付金に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。
- (3) 間接補助事業を行う市町村の長は、当該交付金の交付に際しては、事業実施主体に対しこの交付金に係る規則、要綱、要領等に従うことを条件として付さなければならない。

(交付決定の取消)

第6条 知事は、事業実施団体が規則及び第5条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により交付金の交付決定を受けた場合又は実施要綱第2の1(2)の括弧書きに示す団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(概算払の請求)

第7条 市町村等の長は、交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第2号の交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の概算払をするものとする。

(申請内容の変更の承認等)

第8条 市町村等の長は、規則第5条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号の交付金事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 規則第5条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 実施要綱第3の規定に基づく事業実施計画書に掲げる目標値の変更
  - (2) (1)の事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除並びに事業実施主体の変更を含む変更

(事業遅延の届出)

第9条 市町村等の長は、規則第5条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、交付金事業が予定の期間に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難になった理由及び交付金の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(報告書)

第10条 事業の着手は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、市町村等の長は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届(別記様式第4号)を、知事に提出するものとする。

- 2 前項のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。  
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 3 知事は、第一項のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 知事は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 規則第11条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により交付金事業遂行状況報告書を作成し、翌月の10日までに知事に提出するものとする。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

6 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、事業が完了した日から1月を経過した日又は交付金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等に対し、交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、交付金の交付決定があった年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村等の長は、第1項又は前項の実績報告書を提出するに当たって同ただし書きに該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村等の長は、第1項又は第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第12条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

#### (書類の提出)

第13条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、市町村長にあつては正副2部（所管農林事務所長を経由）、市町村を除く団体の長にあつては1部とする。

#### (関係書類の整備及び保存)

第14条 規則第10条に規定する帳簿及び関係書類は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第7号の財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

#### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。（福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱の廃止）
- 2 福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱（平成14年7月8日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、この要綱による廃止前の福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、平成27年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、平成28年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別表

区分	目的	目標	経費	交付率
消費・安全対策交付金	Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上	1 農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	実施要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率とする
		2 農薬の適正使用等の総合的な推進	同上	同上
	Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	1 家畜衛生の推進	同上	同上
		2 病虫害の防除の推進	同上	同上
		3 重要病虫害の特別防除等	同上	同上

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名  
(記名押印又は署名)

その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表名 氏 名  
(記名押印又は署名)

令和 年度福岡県消費・安全対策交付金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県消費・安全対策交付金  
交付要綱第4条の規定に基づき、交付金 円の交付を申請する。

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画（又は実績）

- (注) 1. その他の事業実施主体のうち特認団体及び営農集団については、代表者の氏名（フリガナ）及び生年月日が記載された資料を添付すること。なお、その他の事業実施主体が法人の場合は、氏名（フリガナ）、性別、住所、生年月日が記載された役員名簿も併せて添付すること。
2. 交付金の目的及び内容については、福岡県消費・安全対策交付金実施要綱第3に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。

### III 経費の配分

区分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳			備 考
			交付金	市町村負担金	その他負担金	
消費・安全対策交付金	福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第2条の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1. 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
2. 目的及び目標の欄は、実施要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
交 付 金	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	目的及び目標	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
				増	減	
消 費 ・ 安 全 対 策 交 付 金	福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第2条の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	円	円	
計						

V 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 予算議決（又は予算議決予定）年月日



第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和 年度福岡県消費・安全対策交付金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付金の交付決定の通知があつた福岡県消費・安全対策交付金事業について、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求する。

記

令和 年 月 日現在

区 分 (目的及び 目標)	事業に要す る経費	交付金交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)	事業完了 予定年月日
	円	円	円	円	円	年 月 日
計						

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名  
(記名押印又は署名)

その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名  
(記名押印又は署名)

令和 年度福岡県消費・安全対策交付金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更したいので、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第8条の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第8条第2項の変更につき報告するものとし、交付金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和〇〇年度消費・安全対策交付金の交付金交付決定前着手届

消費・安全対策交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手いたしたいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

目標及び事業メニュー	事業実施主体	事業内容	事業量	事業費(円)	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

注) 目標及び事業メニュー、事業内容は福岡県消費・安全対策交付金実施要綱別表1に準じて記入すること。

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

（その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和 年度福岡県消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第10条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇〇年11月30日 現在

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
消費・安全対策交付金	福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第2条の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	%	円		

注) 1 区分の欄は、別記様式第1号の記の「Ⅲの 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名  
その他の事業実施主体にあつては  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和 年度福岡県消費・安全対策交付金事業実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第11条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。  
2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記のIV2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。  
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか福岡県が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)を添付すること。  
4 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては

所在地

団体名

代表者 氏 名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定の通知があつた福岡県消費・安全対策交付金について、福岡県消費・安全対策交付金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 規則第14条の交付金の額の確定額 金 円

(令和 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
 ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
 ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
 ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)  
 ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は、所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
 ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式 第8号 (第14条関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成 年度			農林水産省所管交付金名												
事業 種類	事業の内容					工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業 種目	事業 主体	施設 区分	設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の内容
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	計																
合 計																	

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付要綱（平成17年4月1日16消安第10271号）第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。  
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。